

岩手県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）による指定を受けた指定介護機関が次のとおり事業を廃止した。

令和3年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	アイセイ薬局江刺西大通り店	奥州市江刺西大通り11番15号	令和元年10月17日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社アイセイ薬局	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号	アイセイ薬局江刺西大通り店	奥州市江刺西大通り11番15号	令和元年10月17日